

下水道管路更生管理技士特別更新講習等の概要

I. 特別更新講習

(1) 講習方法について

2時間以上の集合方式による講習及び修了考査とし、年1回とする。

(2) 講習内容について

下水道管路更生工事を的確に遂行するに必要な一般事項、更生工法の要求性能、設計、品質、施工、出来形管理、施工環境等の知識について行う。

(3) 受講資格について

規程第31条第2項による。

※ 登録の有効期限が1年を超えて経過した者は、特別更新講習を受講することができないものとする。

(4) 更新講習開催等の告知について

- | | |
|--------------|----------------|
| 1) 更新講習開催の告知 | 受講の日の3か月前 |
| 2) 受講の申し込み | 受講の日の3か月前の1か月間 |
| 3) 受講票の送付 | 受講の日の1か月前 |

(5) 開催場所について

東京 当協会のホームページで告知する。

(6) 修了証の発行について

受講修了後、1カ月以内に発行

(7) 受講手数料について

一般	1名	40,800円
本協会正会員	1名	10,200円
本協会特別会員の会員	1名	20,400円

Ⅱ. 特別更新技術研修

- (1) 講習方法について
2時間以上の集合方式による講習及び修了考査とし、年1回とする。
- (2) 講習内容について
工事を的確に遂行するために必要な工法の特徴やノウハウについて行うものとする。
- (3) 受講資格について
規程第36条第2項による。
※ 登録の有効期限から1年を超えて経過した者は、特別更新技術研修を受講することができるものとする。
- (4) 更新講習開催等の告知について
 - 1) 更新講習開催の告知 受講の日の3か月前
 - 2) 受講の申し込み 受講の日の3か月前より1か月間
 - 3) 受講票の送付 受講の日の1か月前
- (5) 開催場所について
東京 当協会のホームページで告知する。
- (6) 修了証の発行について
受講修了後、1か月以内に発行
- (7) 受講手数料について

一般	1名	76,500円
本協会正会員	1名	15,300円
本協会特別会員の会員	1名	30,600円

Ⅲ. 特別更新技術研修を免除する認定工法

認定工法の特別更新技術研修を受けた者は、当協会主催の特別更新技術研修を免除することができる。